

尾張旭市監査公表第30号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月10日付け8消署第3号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

消防本部消防署

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、通信指令事務協議会負担金過年度分返納金について、調定を決議することなく、令和7年10月3日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、令和8年1月に調定を決議していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p> | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、起案文書に調定を行う時期について記載することとし、課内で事務手順を確認した。</p> |